○○○自治会規約

様式例

　　　　第１章　総　則

　　（名称及び事務所の所在地）

　第１条　本会は、○○○自治会と称し、事務所を○○に置く。

　　（区　域）

　第２条　本会の区域は、宮代町○○の全域及び○○○の一部の区域のうち別図で示す範囲とする。

　　（会　員）

　第３条　本会は、区域内に住所を有する個人をもって組織し、その他の法人や団体にあっては、賛助会員となることができる。

　２　会に加入しようとする者は、本会に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

　３　本会は正当な理由がない限り、その区域に住所を有する者の加入を　拒んではならない。

　　　　第２章　目的及び事業

　　（目　的）

　第４条　本会は、会員相互の連携と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、明るく住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

　　（事　業）

　第５条　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦事業

　（２）美化・清掃等区域内の環境の整備

　（３）集会施設の維持管理

（４）地域の防犯及び防災活動

　（５）その他

　　　　第３章　役　員

　　（役　員）

　第６条　本会には、次の役員を置く。

　　（１）会　長　　　　　　　１名

　　（２）副会長　　　　　　　○名

　　（３）会　計　　　　　　　○名

　　（４）監　事　　　　　　　○名

　　（５）班長等　　　　　　　○名

　　（選出の方法）

　第７条　会長、副会長、会計及び監事は、会員の中から総会において選出する。

　２　班長は、各班の会員の中から選出する。

　　（役員の職務）

　第８条　会長は本会を代表し、会務を執行及び統括する。

　２　する。

　３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計書類等を管理する。

　４　監事は、本会の業務及び会計事務を監理する。

　５　班長は、班をまとめ、代表して会務に協力する。

　６　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

　　（任　期）

　第９条　役員の任期は○年とする。但し、再任を妨げない。

　２　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

　３　役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

　　　　第４章　会　議

　　（会　議）

　第１０条　本会の会議は、総会及び役員会とする。

　２　総会は、最高の意思決定機関であり、すべての会員をもって構成する。

　　（招　集）

　第１１条　定期総会は、会長が招集し、年○回開催する。

　２　臨時総会は、会員の○分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、又は役員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

　３　役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

　４　会議は、構成員の○分の１の出席をもって成立する。但し、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出をもって、出席者の数に加えられる。

　５　会議の議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

　　（総会の議決）

　第１２条　総会では次の事項を議決する。

　（１）事業報告及び決算の承認

　（２）事業計画及び予算の承認

　（３）規約の改正

　（４）役員の選出

　（５）その他重要事項

　２　前項の規定による規約の改正は、宮代町長の認可がなければ、その効力を　　生じない。

　　　　第５章　会　　計

　　（会計年度）

　第１３条　会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月末日に終わる。

　　（収　入）

　第１４条　本会の収入は、会費、寄付金、補助金等をもって充てる。

　　（会　費）

　第１５条　会費の額は、別に定めるものとする。

　　（支　出）

　第１６条　支出は、議決された予算に基づき、これを行う。

（資　産）

　第１７条　本会の資産は、別に定める資産目録による。

　２　ならない。

　　（会計及び資産帳簿の整備）

　第１８条　本会の収入、支出及び資産を明かにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

　第１９条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３カ月以内に総会の承認を受けなければならない

　　　　第６章　監　事

　　（監査及び報告）

　第２０条　監事は会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

　　　　第７章　脱　退

　　（脱　退）

　第２１条　会員の脱退は次の場合による。

　（１）本会の区域内に住所を有しなくなったとき

　（２）本人が会長に申し出たとき

　２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

　　　　第８章　補　則

　　（定めのない事項）

　第２２条　規約に定めのない事項については、総会又は役員会に諮り、決定する。

　　　　附　　　則

　　この規約は、○○年○○月○○日から施行する。